国民健康保険傷病手当金支給申請書(事業主記入用)

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払状況等をご記入ください。

		被保険者氏名																								
	きなが	型コロナウイル. かった期間の属 の事由による無	する	月にお	ナる勤剤	务状 !	兄				る場合	を含む) IC &	:1).	労務	新に服	する	ことがっ	с			の事 合休服				
		年 月			17 18			21	22			25 26	27	13 28		9 30) 3	31							E	=
		年 月		1 2	3 17 18	19	5 6 20	21	7 22	8 9	10															
	きな <i>!</i> 【出業	型コロナウイル かった期間の属 かは〇】、【有給 か他の休暇(賃金	する. 休暇	月の直 は ム 】、	近3か月 【上記の	目の鎖 の事 I	動務状: 由によ	況 る無	€給¢	木暇はゝ	×],[-									賃金が生じた日数の計 (〇、△、= の計)						
		年 月	,	1 2		4	5 6			8 9				13	14										E	3
		年 月		16	3	4	5 6			8 9	10	11		13	14			31							E	
			+	16	17 18 3	19	20 5 6	21		23 8 9	10	11	27	28 13	14	9 30		31							-	—
		年月		16	17 18	19	20	21	22	23	24 2	25 26	27	28	2	9 30) 3	31							E]
		年月	1	1 2		4	5 6			8 9	10			13 28	14	15 9 30		31							E]
事			_	1. は				[□ 月			時間給	Ī					締 E							E	
業		期間に対して、う 支払いましたか		2. い	いえ	1	給与σ 種類	اا		給 給月給		歩合給 その他		賃	金	計算	ŀ	支払日		. 当					E	
主が	20	の期間の課	<u></u> 税タ	象と	なる1		支統	_					,\ _o ,†	t= t:	έl	、期	末	勤勉!				よ除 ^c	(。			
証		期間						Т		月	E	~		Τ		月		日	~			月		日	~	
明す		区分		単	鱼(F	円)		ļ		月		3 分		1		月			分			月		日	分	
るレ			_	Т.		_		+	_	(A) 3	5給智	預(円	<u>) </u>	+	_	(B)	支紅	<u>給額(</u>	<u>円)</u>	\dashv	_	(C) <u>5</u>	三年 一	裍 一	<u>円)</u>	_
ے -		基本給 ————	Ļ	$\frac{11}{11}$	<u> </u>	<u> </u>	\perp		Ļ	$\frac{\bot\!\!\!\!\bot}$	Ш	<u> </u>			Ļ				<u> </u>		Ļ	\coprod	<u> </u>	$\stackrel{\perp}{+}$		╛
ろ		時 給 ————	Ļ	Щ	<u> </u>	<u> </u>	Щ		Ļ	Щ	Щ	<u> </u>			Ļ	Ш		Щ	Щ		Ļ	Щ	4	$\stackrel{\perp}{=}$	Щ	_
	支 給	手当	Ļ	Щ			Щ		Ļ	Щ		<u> </u>			Ļ			Щ	Щ		L	\coprod	<u> </u>	$\stackrel{\perp}{=}$		╛╽
	した	手当	L						L						L						L	Ш	\perp	\perp		╛╿
	賃	手当																					\perp			
	金内	手当]
	訳	現物給与																					\prod			
		計		П						\prod												П	Τ	Τ		7
								†		賃金	金支	給総額	<u>—</u> 須(」	Lii	<u> </u>	\) ~	·(C	:)の合	計)	1	Ī	П	Ŧ	$\overline{\top}$		 円
			去(欠	勤控	余計算	方法	等)に	<u>ー</u>	いて														_	_	Ш.	_
		=7.01.45.11		***		<i>-</i>		_	_										年			月			日	
	l	:記のとおり 事業所所を			いことる	と証	明し	ま	9 。																	
		事業所名																								
		事業主氏												(署名	名主	たは	‡記名	押印)							
		担当者氏名								(署名または記名押 電話番号				. 1 - 1-7												

文書の偽造または偽造した文書を行使したときは、刑法第159条または第161条により罰せられることがあります。

国民健康保険傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)

	患者氏名													
	傷病名				初]診日				年		月		B
	発病年月日	2	年	月	•	日								
	労務不能と	4	年	月		日から		発病の原因						
	認めた期間	<u>-</u>	年	月		日まで								
	うち、入院期間	<u> </u>	年	月		日から		療養費用の)種別	□ 国份		□ 公 ²)
医	プラ、八帆衆間	<u> </u>	年	月		日まで		転帰		□治症□		□ 中. □ 転!		
療機関		年 月	1 16	2 3 17 18	4 5 19 20	6 7 21 22	8	9 10 23 24 25		12 13 27 28	14 29 3	15 0 31	診療 実日数	日
担	診療日および入院していた日をOで囲んでくださ	年 月	1 16	2 3 17 18	4 5 19 20	6 7 21 22	8	9 10		12 13 27 28	14 29 3	15 0 31	診療 実日数	В
当者が意見を記	۱۱°	年 月	1 16	2 3	4 5 19 20	6 7	8	9 10		12 13	14 29 3	15 0 31	診療 実日数	В
を記	上記の期間中(L こおける「主たる	止 症状を	ふよび紀	E過」「河	台療内和		検査結果	、療養	· 指導.]等(言	詳しく)	
記入する								手術年月	月日			年	月	B
入するところ								退院年月	月日			年	月	B
,	症状経過から見	見て従来の職種	につい	て労務	不能と	認めら	れ	た医学的な	所見					
										年		月		日
	上記のとおり相	違ありません。												
	医療機関の所で	生地												
	医療機関の名称													
	医師の氏名							電話番号						

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されて いる書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使 用することができる。

彦根市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 28 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第65号

彦根市市税規則の一部を改正する規則

彦根市市税規則(平成6年彦根市規則第24号)の一部を次のように改正する。 別記様式第60号を次のように改める。

様式第60号(第8条関係)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

個人番号

除

16 1 氏名

4 氏名 個人番号 I

(年)	分所得)	市民税・	県民税申告書		
		11-2-4 150	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	行政区番号	
現住所				世帯番号	
				宛名番号	
の 住 所				業種または職業	
フリガナ				雷話番号	
71				個人番号	
生年 月日	•	世帯主 の氏名	続柄		
	現 住 所 1月1日現在 の 住 所 フリガナ 氏 名	1月1日現在 の 住 所 フリガナ 氏 名	現 住 所 1月1日現在 の 住 所 フリガナ 氏 名	現 住 所 1月1日現在 の 住 所 フリガナ 氏 名 生年 *** *** *** *** *** *** *** *** **	現住所 世帯番号 現日用現在の住所の住所のは所 第2番号 プリガナ 電話番号 氏名 個人番号

控除額

柄

同居・ 別居の

同居・ 別居の 区分

社会保険の種類 支払保険料 社会保険の種類 支払保険料 社会保険料 新生命保険料の計 旧生命保険料の計 生命保険料 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 控 介護医療保険料の計 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計 ⑩ 地震保険料 ⑩ □ 勤労学生控除 (学校名) ID~(19 寡婦控除、 ひとり親控除、 □ 寡婦控除 □ 生死不明 □ 未帰還 □ ひとり親控 除 □ 死別
□ 離婚 勤労学生控除 障害の程度 氏名 障害者 除 控 障害の程度 2 氏名 21~22 生年月日 配 偶 者 の 合計所得金額 配偶者控除: 配偶者特別控除, 同一生計配偶者 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。) 同居 生年 月日 回居・ 別居の 区分 氏名 個人番号 控除額 扶 生年 別居の 氏名 月日 柄 養 番号 控除額 個人 同居・ 別居の 生年 月日 続柄 3 控

加火		個人	番号						
未満		フリ ガナ			生年	同	居・居の	続	
の	2	氏名			月日		活分	柄	
大		個人	番号			•			
扶養親族		フリ ガナ			生年	同	居・居の	続	
族	3	氏名			月日		区分	柄	
		個人	番号			•			
				いる場合には、 を記入してくだ	氏名、	扶養控 額の合			万

生年 月日

生年 月日

26	損害の原因	損害年月	日	損害を受けた資産の種類
雑損控除				
維損控阱	損害金額	保険金などで補てん	/される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	H		円	H
27)	支払った医療	索費等	保険金	などで補てんされる金額
医療費控防		円		PI

	事	営	業	等	ア	P
١. ا	業	農		業	1	
1		不 動	ı ß	崔	ウ	
収		利		子	工	
1, [西己	=	当	オ	
시		給		j.	力	
金		公的	年会	仓等	キ	
	雑	業		務	ク	
額		そ	の	他	ケ	
等	総合	短		期	П	
	譲渡	長		期	サ	
		_	Ħ	寺	シ	
	事	営	業	等	1	
	業	農		業	2	
2		不 動	ı Z	誈	3	
-		利	-	子	4	
所		配	<u> </u>	当	(5)	
得		給	_1	チ	6	
103		公的	年会	仓等	7	
金	雑	業		務	8	
額	Mitte	そ	の	他	9	
假		合 (⑦+	H8+	計 ⑨)	10	
	総	合譲渡	• -	一時	11)	
		合	-	+	12	
		会保険			13	
4	小共	規 模 済 等 掛	企 金 打	業 空 除	14)	
所	生	命保険	料技	空除	(15)	
得	地	震保険	料技	空除	16	
か		、ひと		控除	©~ (18)	
ら 差	勤障			、 除	~ ®	
[で]	香己1	偶者(特	別)	控除	~ ®	
引	扶	養	控	除	23	
かり	基		控	除	24)	
れる		126203	まで	の計	25	
金	雑	損	控	除	26	
額	医療	₹費控		分	27)	
Ш		合(窓)26	計(四)		28	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、 「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市町村民税・道府県民税の納税方法

- □ 給与から差引き(特別徴収)
- □ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

① 勤 所		所 種 況	r[17.47						
			,			!	折得の種類	「法人	者の「名称」お。 番号または所在は	也」等 収	入金額	必	要経費	青色申告料 控除額
	務先生地											H	H	
	務先名					H								
	業所番号	1				l								
	入合				円	1								
		所種別	IJ			i 🗀								
勸	務先					i L								
所	在 地													
	務先名					8	配当所得に	関する事	耳					
_	業所番号				m		配当方	所得の	種 類	支払確定	官年月	収入	金額	必要経費
	入合				1.1	ł [H	
勤	浄 条 務 先	所種別	IJ			l 🗀								
新所	在地					l ⊫								
勤	務先名					L								
事	業所番号	-]				国外株式	等に係る	外国所得	身税額	
収	入合	計額			円	9	雑所得(公	的年金等	以外)に関する	 る事項				
		所 種 別	IJ					租				収入金	金額	必要経費
勤所	務先在地					I		13				W/ 13	円	~ 久恒5
	務先名					I								
	紫所番号													
	入合				[1]	lГ								
		<u>**・ ~ .</u> 譲渡・ 一 [法 所得/	の配得へ	全 変百 / 一月	』 頃 オ ス 幸	T百							
111	心口	水//又	ल्लामा । ज िं	ル が 1号3 収入金			ン要経費 公要経費	200	差引金額	特別は	控除額		所	得金額 MARTINE AND
10								(収入		10.001	T IN HA		(差引金額	-特別控除額)
10		₩ #			円			円	金額-必要経費) 円			門子		
	合譲渡	短期				~		円				円イ		
	合譲渡	長期						円				U		
総	_	長期時			P				P.			D D		
総	_	長期時		の金額を表質欄へ記え	P		で表面のシに		P.	\$}- √+ [(u+/)×1/2]	U		
総右右	一 上のイの のニの金	長 期 時 金額を表面の 額を表面の	コに、ロの所得金額		P		「を表面のシに「		P.	ål - √+ [(¤+/·))	税に関す	る事項
総	一 上のイの のニの金	長期時	コに、ロの所得金額		円 でんしてくだ				さい。	<u>-</u>	13	事業科	税に関す	る事項
総右右	一 (上のイの) (の二の金 事業)	長 期 時 金額を表面の 額を表面の	コに、ロの所得金額		P		が表面のシには 生年 月日		P.	} - /+ [(¤+r	13 ^円 邦 所:	n n n = 事業利 手課税 得など		る事項
総右右	一 (上のイの (の二の金 事業) ^{フリ} _{ガナ} 氏名	長 期 時 金額を表面の 額を表面の	コに、ロの所得金額		円 でんしてくだ		生年 月日 従事		さい。合言	}}	13 円 別 類 類 例	事業利辞の特質の特質の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の		る事項
総右右	一 「上のイの」 「の二の金 事業」 「フリ カラ 氏名	長 期 時 金額を表面の 額を表面の	コに、ロの所得金額		長面のサにくだ 続柄		生年 月日 従事 月数		さい。 合言 専従者給与 (控除)額	}}	13 円 別 類 類 所 類 例 不 見	事業科主課税ども適額の特別の場所である。		る事項
総 右右 11	上のイの: (アリカラ) (アリカラ) (大名) (個人 番号	長 期 時 金額を表面の 額を表面の	コに、ロの所得金額		円 でんしてくだ		生年 月日 従事		さい。合言	}}	13 円 財 損 類 例 不 事 資	車業 (本)	所得金額 室の種類	
総右右	上のイの金 事業 ^{フッリ} 氏名 個母 母フリガナ 氏名	長 期 時 金額を表面の 額を表面の	コに、ロの所得金額		長面のサにくだ 続柄		生年 月日 従事 月数 生年 月日 従事		専従者給与 (控除)額 専従者給与	2+ (n+r	13 円 別所 損益例不 事資譲	車業 (本)	所得金額	
総 右右 11	上のイの企 事業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	長 期 時 金額を表面の 額を表面の	コに、ロの所得金額		長面のサにくだ 続柄		生年 月日 従事数 生年 月日 従事数 生年 月日 従事数		さい。 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額	31- 4+ [(n+r	13 円 財所 損益例 中 前	事業科学・課税とどの対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	所得金額 室の種類	
総 11 1 2	上のイの金 事業 ^{フッリ} 氏名 個母 母フリガナ 氏名	長 期 時 金額を表面の 額を表面の	コに、ロの所得金額		長面のサにくだ 続柄		生年 月日 従事 月数 生年 月日 従事		専従者給与 (控除)額 専従者給与	3 - 4+ [(u+r	13 円 財所 損益例 中 前	事業利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所得金額 室の種類	
総 右右 11	上のイの企 事業 デリカ 氏 個 番 ラリカナ 氏 名 個 番 ラリカナ 氏 名 個 番 ラリカナ 氏 名 個 人	長 期 時 金額を表面の 額を表面の	コに、ロの所得金額		長面のサにだくだ 続柄		生年 月日 従事 月数 生年 月 従事 生年 月 従事		さい。 - 合計 - 専従者給与 (控除)額 - 専従者給与 (控除)額	1+ [(n+r)	13 月 所 道 例 不 事 實 證 失 所 前 所 別	事業 事業 得など 適質の前の 動態度所得 変態 変態 変質の 変質の 変質の 変質の 変質の 変質の 変質の 変質の	所得金額 蜜の種類 夫額、被災損失	額(白)
総 11 1 2	上のイのの一の金 事業・ 八名 個人 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	長 期 時 金額を表面の⑪ 専従者に	コに、□の所得金を製する■	事項	長面のサにだった。 続柄 続柄 続柄	、ハの金額さい。	生年 月 従事 月 生月 従月数 生月 従月数 生月 従月数		さい。 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額	1+ (r+r	13 月 所 道 例 不 事 實 證 失 所 前 所 別	事業 事業 事業 得など 適適期前の 動座所符 室産機 変産機 選用 電産機 変産機 で で で で で で で で で	所得金額 蜜の種類 夫額、被災損失	額(白)
総 11 1 2 3	上のイのの二の企 事業 デリカ 氏名 個人 番号 デリカ 大名 (個人 番号 デリカ 大名 (個人 番号 デリカ 大名 (個人 番号 デリカ 大名 (個人 番号 デリカ 大名 (個人 番号 サリカ 大名 (個人 の 番号 (の 番号 (の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	長 期時 時間 を表面の領を表面の領を表面の領を表面の領域を表面の領域を表面の領域を表面の領域を表面の領域を表面の領域を表面の表面を表面の表面を表面の表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表	コに、口の所得金倉 製する 製する 製	事項 ける青色	長面のサにだる 続柄 続柄 続柄		生年 月 従事 月 生月 従月数 生月 従月数 生月 従月数		さい。 - 合計 - 専従者給与 (控除)額 - 専従者給与 (控除)額		13 円 所 積 例 例 下 事 資 節 失 前 所 開	事業利 事業利 海頭原所の 海頭原所の 海頭原所の 海頭原所の 資源の 変変変変援となど 年中の 用廃業	新得金額 金の種類 大額、被災損失	額(白)
総 11 1 2 3	上のイのの二の企 事業 デリカ 氏名 個人 番号 デリカ 大名 (個人 番号 デリカ 大名 (個人 番号 デリカ 大名 (個人 番号 デリカ 大名 (個人 番号 デリカ 大名 (個人 番号 サリカ 大名 (個人 の 番号 (の 番号 (の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	長 期 時 金額を表面の⑪ 専従者に	コに、口の所得金倉 製する 製する 製	事項 ける青色	長面のサにだる 続柄 続柄 続柄	、ハの金額さい。	生年 月 従事 月 生月 従月数 生月 従月数 生月 従月数		さい。 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額		13 月 月 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	□	新得金額 金の種類 大額、被災損失	額(白)
総 11 1 2 3	上のイの金 事業 プリ ガナ 氏 風 人 母 ラリカナ 氏 風 人 号 ラッカナ 氏 風 番 ラリナ 大 名 人 個 番 ラッカナ 氏 風 番 ラッカナ 氏 風 番 ラッカナ	長 期時 時間 おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし	コに、ロの所得金倉 の所得金倉 関する 得税にお	事項 はける青色 (株)	長面のサにだる 続柄 続柄 続柄	、ハの金額さい。	生年 月 従事 月 生月 従月数 生月 従月数 生月 従月数		さい。 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額	15 寄	13 月 月 月 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	□	新将金額 ※の種類 ※額、被災損失 都道府県	額(白)
総 111 1 2 3	上のイの金	長 期時 時間 おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし	コに、ロの所得金倉 の所得金倉 関する 得税にお	事項 ける青色 関 する3 (住所	長面のサにだる 続柄 続柄 続柄	、ハの金額さい。	生年 月 従事 月 生月 従月数 生月 従月数 生月 従月数		さい。 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額	15 寄閣	13	事業科 手課税と 通額助業別の特 通額助業別の特 通額助業別の特 通額助業別の特 資産の特 資産の特 資産の特 資産の特 関連の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本	新将金額 ※の種類 ※額、被災損失 都道府県	
総 111 1 2 3	上のイの金 事業 リ カラリカテ 氏 似 人 母 ラリカテ	長 期時 時間 おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし	コに、ロの所得金倉 の所得金倉 関する 得税にお	事項 i ける青色 which i は な	長面のサにだる 続柄 続柄 続柄	、ハの金額さい。	生年 月 従事 月 生月 従月数 生月 従月数 生月 従月数		さい。 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額	15 寄閣	13 对所	事業 事	新将金額 ※の種類 ※額、被災損失 都道府県	額(白)
総 11 1 2 3	上の	長 期時 時間 おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし	コに、ロの所得金倉 の所得金倉 関する 得税にお	事項 はなする。 (性所) (性所) (性所)	長面のサにだる 続柄 続柄 続柄	、ハの金額さい。	生年 月 従事 月 生月 従月数 生月 従月数 生月 従月数		さい。 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額	15 寄 序 希亚班 (生所地の共同可 、	13 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日	事業 1 事	新科金额 蜜の種類 、「「一個」 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」	^{額(白)} の事務所等
総 11 1 2 3	上ののの金 事 事 リカテ 氏 似番ラリッガテ 氏 似番ラリッガ 名 人 号 リカナ 氏 似番ラリカナ 名 人 号 リカナ ス 人 人 号 ラフガナ ス イ 人 号 リカナ ス イ 人 号 リカナ ス イ 人 号 リカナ ス イ ス リカナ ス ア ス ス ス リカナ ス ス ス リカナ ス ス ス リカナ	長 期時 時間 おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし おいまし	コに、ロの所得金倉 の所得金倉 関する 得税にお	事項 i ける青色 which i は な	長面のサにだる 続柄 続柄 続柄	、ハの金額さい。	生年 月 従事 月 生月 従月数 生月 従月数 生月 従月数		さい。 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額	15 寄 原	13 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	中	新得金額 変の種類 変の種類 本部 道府県 おおしまた でいまい はまんおよび物	額(白)

年度	(年分所得)	市民税・県民税申告書		表
	1 23 771 147			行政区番号
7777	現住所			世帯番号
1	1月1日現在			- 宛名番号
\ J <i>A</i>	の住所			業種または職業
彦根市長様	フリガナ			電話番号
提出年月日 日 日	氏 名			個人番号
	生年 月日	世帯主の氏名	続柄	
		·		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種	
社会保険料		円		円
控除				
	合	計		円
15	新生命保険料	外の計 円	旧生命任	保険料の計
生命保険料	新個人年金保険		旧個人在《	円 金保険料の計
	初間スー並があ	円	III III JC 1 -3	門
控除	介護医療保険			
(i) 地震保険料	地震保険料	円⇒1	口巨地提	害保険料の計
地 起展保険科 控 除		り計	旧女别俱	音体映料の計 円
17~19	① □ 寡婦控防	Ř (8)	19	勤労学生控除
寡婦控除、		死不明 】	ひとり親 (学校名)	
ひとり親控除、 勤労学生控除		⇒帰還	控除	
20	フリ ガナ		時中の和申	
DE DE T	1 氏名		一 障害の程度	
障害者	個人番号			
控除	フリ ガナ			
	2 氏名		障害の程度	
	個人番号			
21~22	マリ 配 ガナ		生年月日	
配偶者控除・	偶 者 氏名		配偶者の	円
配偶者特別控除·	**		合計所得金額	
同一生計配偶者	個人 番号			同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)
23 71 ##		生年	同居・	続
1 氏名		月日	別居の 区分	柄
接 週人都	等 号			控除額 万円
が ガナ		生年	同居・ 別居の	続
2 氏名		月日	区分	柄
養個人都	等号			控除額 万円
フリ ガナ		生年	同居・ 別居の	続
控 3 氏名		月日	区分	柄
個人看	子号			控除額 万円
除 (^{ガナ}		生年	同居・ 別居の	続
4 氏名		月日	区分	柄
個人看	子号			控除額 万円
フリ ガナ		生年	同居・	続
16 1 氏名		月日	別居の 区分	柄
歳個人看	子号	· · · · ·		
未 ガナ		生年	同居・	続
の 2 氏名		月日	別居の 区分	柄
扶 個人都	等号			
親ががあった。		生年	同居・ 別居の	続
族 3 氏名		月日	区分	柄
個人看		,		
	等がいる場合には、裏面 住所を記入してください		扶養控除 額の合計	万円

26	損害の原因	損害年月	月	損害を受けた資産の種類
雑損控除				
稚損控除	損害金額	保険金などで補てA	しされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円		円	F
27)	支払った医療	索費等	保険金	金などで補てんされる金額
医療費控除		円		h

	事	営	業	等	ア	
	業	農		業	イ	
1		不 重	力 彦	芒	ウ	
収	利 子				エ	
		記	=	当	オ	
入	j	給	1	j.	力	
金		公的	り年る	金等	丰	
_	雑	業		務	ク	
額		そ	の	他	ケ	
等	総合	短		期	П	
٠,	譲渡	長		期	サ	
			Ħ	寺	シ	
	事	営	業	等	1	
	業	農		業	2	
2	-	不 重	力 彦	奎	3	
-	17	利	=	子	4	
所		配	= 7	当	(5)	
得	;	給	1	j.	6	
।न		公的	り年金	金等	7	
金	雑	業		務	8	
泰五	不 此		の		9	
額		合 (⑦	+®+	計 · ⑨)	10	
		合譲测	隻•-	一時	(11)	
	-	合	Ĭ	H	12	
		会保隊			13	
4	小 共 i	規	i 企 l 金 i	業 空 除	(14)	
所	生	命保隊	科技	空除	15	
得	地	喪保隊	科技	空除	16	
か		、ひと		控除	⑪~ ®	
らせ	勤障	労 学 書 者		、 除	(19~· 20	
差し	配化	禺者(朱	· 別)	控除	20~ 22	
引	扶	養	控	除	23	
か	基		控	,	24	
れる	13カ	ら24	まで	の計	25	
金金	雑	損	控		26	
額	医療	費控		区 分	27)	
		合 (25+2)	28	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、 「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市町村民税・道府県民税の納税方法 年

給与から差引き(特別徴収)

□ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規 定する個人番号をいう。)を記載してください。

(1	リ事う	業 所 種	7511			- FE	CH on THE NET		の「名称」お		A F reli	area I		青色申台
盐	致	生				17/1	得の種類		号または所在		収入金	額	必要経費	控防
勤所	務 :	先 地										円		円
	務先								<u> </u>				<u> </u>	
_	業所番				\neg									
1/2		計額			円									
(2		業 所 種	別											
勤		先												
所	在 .	地												
勤	務先	名				8 配	当所得に	関する事項	ī j					
事	業所番	号					配 当 所		種 類	支払	確定年月	山収	入金額	必要組
収	ひろ 合	計額			H								円	
(1)) 事 🤅	業 所 種	別											
勤		先												
所	在 : 務 先 :													
_	業所番									国外相	朱式等に	係る外国形	斤得税額	
_		計額			H									
_		業 所 種	댐		-	9 雑	所得(公的	内年金等以	.外)に関す	る事項		_		ī
勤		先	7373					種	目			収	入金額	必要組
所	在:	地											円	
勤	務先											+		
事	業所番	号				<u> </u>						1		
収	スス 合	計額			円									
10	総合	譲渡・一	- 時所得	の所得会	金額に関	する事項								
				収入金			更経費	/III 1 A:	 三引金額 額一必要経費)	特	別控除額	須	(羊引入)	所得金額 額一特別控除:
_		短	期		円			円	← 一	9		円イ	(左り金)	镇一 桁 別 控 除:
総	合譲	隻 ———								┨		п		
_			期							+				
	_	時												
_				の金額を表	を面のサに、	ハの金額を	表面のシに乱	人してくださ	い。 合	計 (+ [($(n+n) \times 1$	/2] =		
オオ	i上のイの iのニのd	の金額を表面 金額を表面の	のコに、ロ ⑪の所得金	額欄へ記入	、してくだる	さい。								
<i>‡</i>	言の二の会	金額を表面の	⑪の所得金	額欄へ記入	、してくだる	Z 1 1"			<u> </u>			13 事	業税に関う	する事項
オ オ 11	iのニの会 事業	の金額を表面の 金額を表面の ま 専従者に	⑪の所得金	額欄へ記入		ž V '.	生年		東從老絵与		円	13 事美	業税に関 [・]	する事項
才 11	言の二の会	金額を表面の	⑪の所得金	額欄へ記入	続柄	ž V)。	生年 月日		専従者給与 (控除)額		Ħ		所得金額	する事項
<i>‡</i>	事業 フリ 大名 個人	金額を表面の	⑪の所得金	額欄へ記入			月日 従事				Ħ	非課税 所得なと _{損益通算の}	所得金額	する事項
才 11	事業 フリ ガナ 氏名 個人 番号	金額を表面の	⑪の所得金	額欄へ記入			月日 従事 月数		(控除)額		P)	非課税 所得なと _{損益通算の} 例適用前の 不動産所得	所得金額	する事項
11 1	事業 フリ 大名 個人	金額を表面の	⑪の所得金	額欄へ記入		ž v v.	月日 従事				円 円	非課税 所得なと 担益通算の* 例適用前の 不動産所得 事業用 資産の	所得金額	
才 11	コの二の名 事業 フッナ 氏名	金額を表面の	⑪の所得金	額欄へ記入	続柄	žv.°	月日 従事数 生年 月日 従事		(控除)額 専従者給与		円円	非課税 所得なと 担益通算の* 例適用前の 不動産所得 事業用 資産の	所得金額	
11 1	TO 事	金額を表面の	⑪の所得金	額欄へ記入	続柄	ž v v.	月日 従事数 生年 月 従事数		(控除)額 専従者給与 (控除)額		P P	非課税 所得なと 担益通算の4 例適用前の 不動産所得 事業用 資渡相	所得金額 デー 寺 資産の種類 損失額、被災損	
1 1 2	コの二 事 リ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	金額を表面の	⑪の所得金	額欄へ記入	続柄	ž / V °	月日 従事数 生年 月 従事数 生年 月 従事数 生年		(控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給与		E E	非課税と所得なと関連の特別を開発を開発を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	所得金額 デー 寺 資産の種類 損失額、被災損	
11 1	コの二 事業 氏 個番フガナ 氏 個番フガナ 氏 個番フリナ 氏 名	金額を表面の	⑪の所得金	額欄へ記入	続柄	ž v v _o	月日 従月 生月 花月 年日 平数 年日 平数 年日 年月 七月 七月 七月 七月 七月 七月 七月 七月 七月 七		(控除)額 専従者給与 (控除)額		H H	非課税 所得など 損益適用の 自 例 通知 所得 など 例 通知 所得 の 申 例 通知 声所 明 事 変 産 選 投 な 前 年 中 変 開 原 発	所得金額 デ・ 寺 資産の種類 損失額、被災損	失額(白)
1 1 2	コの二 事 リ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を頼を表而の	⑪の所得金-	事項	続柄		月日 従事数 生年 月 従事数 生年 月 従事数 生年		(控除)額 專從者給与 (控除)額 專從者給与 (控除)額		H H	非課税 所得など 損益適用の 自 例 通知 所得 など 例 通知 所得 の 申 例 通知 声所 明 事 変 産 選 投 な 前 年 中 変 開 原 発	所得金額 デ・ 寺 資産の種類 損失額、被災損	失額(白)
1 1 2	コの (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	を頼を表而の	⑪の所得金	事項	続柄		月日 従事数 生月 従月 生月 従月 生月 で月 を月 で月 を月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で		(控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給与		H H	非課税 所得など 損益適用の 自 例 通知 所得 など 例 通知 所得 の 申 例 通知 声所 明 事 変 産 選 投 な 前 年 中 変 開 原 発	所得金額 デ・ 寺 資産の種類 損失額、被災損	失額(白)
1 2 3	「事」	を頼を表而の	①の所得金二関する二関する・・・・が得税によ	事項	続柄		月日 従事数 生月 従月 生月 従月 生月 で月 を月 で月 を月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で		(控除)額 專從者給与 (控除)額 專從者給与 (控除)額	15		非課税 所得など 損益適用の 自 例 通知 所得 など 例 通知 所得 の 申 例 通知 声所 明 事 変 産 選 投 な 前 年 中 変 開 原 発	所得金額 デ 寺 資産の種類 担失額、被災損 他都道所り	失額(白)
11 1 2 3	「事」	・専従者に	①の所得金二関する二関する・・・・が得税によ	事項	続柄		月日 従事数 生月 従月 生月 従月 生月 で月 を月 で月 を月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で		(控除)額 專從者給与 (控除)額 專從者給与 (控除)額		寄附金日	非課税と 州極通知的例例 中業施用 受談なと 前年廃業 では、 前年廃業 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	所得金額 デ 寺 資産の種類 担失額、被災損 他都道所り	失額(白)
1 2 3	京の 第 ファリナ 名 人号リナ 名 人号 アファ	・専従者に	①の所得金二関する二関する・・・・が得税によ	at 関 する at the state of the	続柄		月日 従事数 生月 従月 生月 従月 生月 で月 を月 で月 を月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で		(控除)額 專從者給与 (控除)額 專從者給与 (控除)額	住所地の	寄附金 (新角塔) (新角塔) 共同聚金金	非課税と 州極通知的例例 中業施用 受談なと 前年廃業 では、 前年廃業 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	所得金額 資産の種類 損失額、被災損 し他都道府!	失額(白)
111 1 2 3	コー 事 リー 氏 個番 リー 氏 個番 リー 大 氏 個番 リー 大 氏 個番 リー 大 氏 個番 リー ガ 氏 個番 ラ リー ス カ ト ス ト ス ト ス ト ス ト ス ト ス ト ス ト ス ト ス	・専従者に	①の所得金二関する二関する・・・・が得税によ	おける 青色	続柄		月日 従事数 生月 従月 生月 従月 生月 で月 を月 で月 を月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で		(控除)額 專從者給与 (控除)額 專從者給与 (控除)額	住所地の県、エ	寄附金 【 那道附果、市 (特例控節 共同募金会、 作区町村分(特	非課 が と	所得金額 資産の種類 損失額、被災損 他都道所り	失額(白)
11 1 2 3	コー 事リナ 氏 個番ラガ 氏 個番ラガ 氏 個番 別リナ名リ	・専従者に	①の所得金二関する二関する	おける する 5 (単分 (個人	続柄		月日 従事数 生月 従月 生月 従月 生月 で月 を月 で月 を月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で		(控除)額 專從者給与 (控除)額 專從者給与 (控除)額	住所地の県、エ	寄附金 (新角塔) (新角塔) 共同聚金金	非課税と 排整 節 中 の 不 動	所得金額 資産の種類 損失額、被災損 他都道所り 事項	失額(白)
11 2 3 12 1 2	コの 事 リート 名	・専従者に	①の所得金二関する二関する	おけるする。 「中国人会」 はは、日本の人会」 は、日本の人会 は、日本の人	続柄		月日 従事数 生月 従月 生月 従月 生月 で月 を月 で月 を月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で		(控除)額 專從者給与 (控除)額 專從者給与 (控除)額	作所地の 県、 「 条例 支出した	寄附金 郡道府県、市 市家命会、 市区町村分(特) 指定分	非課 な 200 個別 報 200 日本 2	所得金額 ・	失額(自) 県の事務所
111 1 2 3	「のの事」 ファット 名 (個番ファット 名 (個番ファット 名 (人号ファット 名 (人号ファット 名 (人号ファット 名 (人号ファット 名 (人号 りょう イン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	・専従者に	①の所得金二関する二関する	部 関 す の	続柄		月日 従事数 生月 従月 生月 従月 生月 で月 を月 で月 を月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で		(控除)額 專從者給与 (控除)額 專從者給与 (控除)額	を 住所地の 県、『 条例 支出した さい。な 法人以タ	寄附金 (特別 学) お	非課 税と 対象 40 例外 数 40 数 4	所得金額 ・	失額(自) 県の事務所 はた金額を記え 特例認定特定ま
11 2 3 12 1 2	の 事 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・専従者に	①の所得金二関する二関する	at by by a fine and	続柄		月日 従事数 生月 従月 生月 従月 生月 で月 を月 で月 を月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で月 で		(控除)額 專從者給与 (控除)額 專從者給与 (控除)額	を 住所地の 県、『 条例 支出した さい。な 法人以タ	寄附金 (特別 学) お	非課 税 と	所得金額 ・	失願(自) 県の事務所 にした金額を記定 にした金額を設定 にしていては、
11 2 3 12 1 2	「の 事	金額を表面のは書いています。	①の所得金ご関するご関するご関する	a 対 関	続柄	認の有無	月 日 華	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(控除)額 專從者給与 (控除)額 專從者給与 (控除)額	を使用地の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	寄附金 下室 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中	非課 が 2 年	所得金額 ・	失頼(白) 県の事務所 した金額を記定 にした金額を記定 にしていては、
3 11 2 3 14	「	企額を表面の は事従者に が養乳 割額また が多数に係る所	①の所得金 こ関する。 所得税にまた には株式、 に付金額、	3 け 対 関	続柄 続柄 息車 項 割割所 得渡所 まかい ままり ままり おりゅう ままり ままり ままり おいまい かいき おいまい かいき おいまい かいき おいまい かいき おいまい かいき かいき かいき かいき かいき かいき かいき かいき かいき かい	認の有無 の 控除に かんがん おいまい はい	月日	らめ、配	(控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給与 (控除)額 合計額	を (住所地の 県、『 条例 支出い。なり さはず、別	寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限) (特別時限) (特別時限) (特別時限) (特別時度)	非課 税と 中	所得金額 ・	失額(自) 県の事務所 はた金額を記え 特例認定特定ま
111 1 2 3 114 当行	の 事 7 8 人 号 9 7 4 人 号 9 7 5 4 人 号 9 7 5 4 人 号 9 7 5 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5	金額を表面のは書き、「「「「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「」「」「」「」「」「」「」「	①の所得金 - 関する: - 関する: - は株 (本条) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	 額 事項 す す す の の を を<td>続柄 続柄 ・ 続柄 ・ 続柄 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</td><td>認の有無 の 控除に かんがん おいまい はい はい</td><td>月 日</td><td>らめ、配</td><td>(控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給額 合計額 その他の 配当に</td><td>を使用地の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限) (特別時限) (特別時限) (特別時限) (特別時度) (特別時度)</td><td>非課本 (</td><td>所得金額 ・</td><td>失額(自) 県の事務所 はた金額を記入 特例認定特定は にこいては、1</td>	続柄 続柄 ・ 続柄 ・ 続柄 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	認の有無 の 控除に かんがん おいまい はい	月 日	らめ、配	(控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給額 合計額 その他の 配当に	を使用地の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限) (特別時限) (特別時限) (特別時限) (特別時度)	非課本 (所得金額 ・	失額(自) 県の事務所 はた金額を記入 特例認定特定は にこいては、1
11 1 2 3 14 当額:	「「「「「「「「」」」」 「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「	金額を表面の は な で は な で は な で は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な な な な	①の所得金 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二関する 二間の には には には には には には には には には には	a	続柄 続柄 ・ 続柄 ・ 続柄 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	認の有無 の 控除に かんがん はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいま	月日	らめ、配	(控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給額 合計額 その他の 配当に	作所地の所来、 条例 支出い。ためず、 とは、 まかり を でいる ながまま できまる かいまた できまる できまる できまる できまる かいまん はい かいまん はい かいまん はい かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいま	寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限) (特別時限) (特別時限) (特別時限) (特別時度)	非課本 (所得金額 資産の種類 損失額、被災損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
11 1 2 3 14 3	の 事 1	金額を表面の扶養和の扶養和の扶養和の持ちの持養和の持ちの持養和の持ちの持養和は大学の持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちのは、自然の持ちのは、自然の持ちのは、自然の持ちのは、自然の持ちのは、自然の持ちのは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然	①の所得金 二関する 一関する 一間では 一点で 一点で 一点で 一点で 一点で 一点で 一点で 一点で	 新期 おけり すり すり すり おけり すり おけり おけり おけり おり おり	続柄 続柄 ・ 続柄 ・ 続柄 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	認の有無 の 控除に かんがん はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいま	月日	らめ、配	(控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給額 合計額 その他の 配当に	作所地の所来、 条例 支出い。ためず、 とは、 まかり を でいる ながまま できまる かいまた できまる できまる できまる できまる かいまん はい かいまん はい かいまん はい かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいま	寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限) (特別時限) (特別時限) (特別時限) (特別時度)	非課本 (所得金額 資産の種類 損失額、被災損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	失額(自) 県の事務所 はた金額を記入 特例認定特定は にこいては、1
11 1 2 3 14 3	の 事 1	金額を表面の は な で は な で は な で は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な が は な な な な	①の所得金 二関する 一関する 一間では 一点で 一点で 一点で 一点で 一点で 一点で 一点で 一点で	 新期 おけり すり すり すり おけり すり おけり おけり おけり おり おり	続柄 続柄 ・ 続柄 ・ 続柄 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	認の有無 の 控除に かんがん はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいま	月日	らめ、配	(控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給額 合計額 その他の 配当に	作所地の所来、 条例 支出い。ためず、 とは、 まかり を でいる ながまま できまる かいまた できまる できまる できまる できまる かいまん はい かいまん はい かいまん はい かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいま	寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限)	非課本 (所得金額 資産の種類 損失額、被災損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	失額(自) 県の事務所 はた金額を記入 特例認定特定は にこいては、1
11 1 2 3 14 3	の 事 1	金額を表面の扶養和の扶養和の扶養和の持ちの持養和の持ちの持養和の持ちの持養和は大学の持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちのは、自然の持ちのは、自然の持ちのは、自然の持ちのは、自然の持ちのは、自然の持ちのは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然	①の所得金 二関する 一関する 一間では 一点で 一点で 一点で 一点で 一点で 一点で 一点で 一点で	 新期 おけり すり すり すり おけり すり おり <	続柄 続柄 ・ 続柄 ・ 続柄 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	認の有無 の 控除に かんがん はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいま	月日	らめ、配	(控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給額 合計額 その他の 配当に	作所地の所来、 条例 支出い。ためず、 とは、 まかり を でいる ながまま できまる かいまた できまる できまる できまる できまる かいまん はい かいまん はい かいまん はい かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいま	寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限)	非課本 (所得金額 資産の種類 損失額、被災損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	失額(自) 県の事務所 はた金額を記え 特例認定特定ま
11 1 2 3 14 3	の 事 1 名 人号リナ名 リナ名 いたまさび 当等記されば 等齢 a a a a a a a a a a a a a a a a a a	企額を表面の ・ 専 従者に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	①の所得金: 関する: 「関する: 「関する: 「関する: 「関する: 「は 体 金 根	 額事 す す す の ま は り り<td>続柄 続柄 続柄 わかり できる ままま できる ままま できる できる できる できる できる できる できる いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと</td><td>認の有無 の 控除に かんがん はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいま</td><td>月日</td><td>らめ、配</td><td>(控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給額 合計額 その他の 配当に</td><td>作所地の所来、 条例 支出い。ためず、 とは、 まかり を でいる ながまま できまる かいまた できまる できまる できまる できまる かいまん はい かいまん はい かいまん はい かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいま</td><td>寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限)</td><td>非課本 (</td><td>所得金額 資産の種類 損失額、被災損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>失額(自) 県の事務所 はた金額を記入 特例認定特定は にこいては、1</td>	続柄 続柄 続柄 わかり できる ままま できる ままま できる できる できる できる できる できる できる いっと	認の有無 の 控除に かんがん はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいま	月日	らめ、配	(控除)額 専従者給与 (控除)額 専従者給額 合計額 その他の 配当に	作所地の所来、 条例 支出い。ためず、 とは、 まかり を でいる ながまま できまる かいまた できまる できまる できまる できまる かいまん はい かいまん はい かいまん はい かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいま	寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限)	非課本 (所得金額 資産の種類 損失額、被災損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	失額(自) 県の事務所 はた金額を記入 特例認定特定は にこいては、1
11 1 1 2 3 14 4 3 16 2	の	金額を表面の扶養和の扶養和の扶養和の持ちの持養和の持ちの持養和の持ちの持養和は大学の持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちの持ちのは、自然の持ちのは、自然の持ちのは、自然の持ちのは、自然の持ちのは、自然の持ちのは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然	①の所得金: 関する: 「関する: 「関する: 「関する: 「関する: 「は 体 金 根	 額事 す す す の は 財 り す の の<td>続柄 続柄 続柄 わかり できる ままま できる ままま できる できる できる できる できる できる できる いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと</td><td>認の有無 その控除())) () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () ()) () () () () ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ())()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ())() ()) () ())() ()) ())()) ())())()</td><td>月日</td><td>らめ、配 二配当割 特別障害</td><td>(控除)額 専従者給額 専従後除)額 事従後務額 合計額 を配業 会配業</td><td>(在所規の (本所規の (本所規の (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (</td><td>寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限)</td><td>非課本 (</td><td>所得金額 資産の種類 損失額、被災損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>失額(自) 県の事務所 はた金額を記入 特例認定特定は にこいては、1</td>	続柄 続柄 続柄 わかり できる ままま できる ままま できる できる できる できる できる できる できる いっと	認の有無 その控除 ())) () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () ()) () () () () ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ())()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ())() ()) () ())() ()) ())()) ())())()	月日	らめ、配 二配当割 特別障害	(控除)額 専従者給額 専従後除)額 事従後務額 合計額 を配業 会配業	(在所規の (本所規の (本所規の (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (本所) (寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限)	非課本 (所得金額 資産の種類 損失額、被災損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	失額(自) 県の事務所 はた金額を記入 特例認定特定は にこいては、1
11 1 1 2 3 14 4 1 2 3 14 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 5 6 7 8 8 9 9 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 </td <td>の 事 1</td> <td>企額を表面の ・ 専 従者に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</td> <td>①の所得金: 関する: 「関する: 「関する: 「関する: 「関する: 「は 体 金 根</td> <td> 額事 す す す の ま は り り<td>続柄 続柄 続柄 わかり できる ままま できる ままま できる できる できる できる できる できる できる いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと</td><td>認の有無 員の控除! 身全額を総及 する場合は</td><td>月日</td><td>6め、配 に配当割</td><td>(控除)額 事従者給額 事従後除) 事(控除) 合計 番 農業 分</td><td>作所地の所来、 条例 支出い。ためず、 とは、 まかり を でいる ながまま できまる かいまた できまる できまる できまる できまる かいまん はい かいまん はい かいまん はい かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいま</td><td>寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限)</td><td>非課本 (</td><td>所得金額 資産の種類 損失額、被災損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>失額(自) 県の事務所 はた金額を記入 特例認定特定は にこいては、1</td></td>	の 事 1	企額を表面の ・ 専 従者に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	①の所得金: 関する: 「関する: 「関する: 「関する: 「関する: 「は 体 金 根	 額事 す す す の ま は り り<td>続柄 続柄 続柄 わかり できる ままま できる ままま できる できる できる できる できる できる できる いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと</td><td>認の有無 員の控除! 身全額を総及 する場合は</td><td>月日</td><td>6め、配 に配当割</td><td>(控除)額 事従者給額 事従後除) 事(控除) 合計 番 農業 分</td><td>作所地の所来、 条例 支出い。ためず、 とは、 まかり を でいる ながまま できまる かいまた できまる できまる できまる できまる かいまん はい かいまん はい かいまん はい かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいま</td><td>寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限)</td><td>非課本 (</td><td>所得金額 資産の種類 損失額、被災損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>失額(自) 県の事務所 はた金額を記入 特例認定特定は にこいては、1</td>	続柄 続柄 続柄 わかり できる ままま できる ままま できる できる できる できる できる できる できる いっと	認の有無 員の控除! 身全額を総及 する場合は	月日	6め、配 に配当割	(控除)額 事従者給額 事従後除) 事(控除) 合計 番 農業 分	作所地の所来、 条例 支出い。ためず、 とは、 まかり を でいる ながまま できまる かいまた できまる できまる できまる できまる かいまん はい かいまん はい かいまん はい かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいま	寄附金 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限、市 (特別時限)	非課本 (所得金額 資産の種類 損失額、被災損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	失額(自) 県の事務所 はた金額を記入 特例認定特定は にこいては、1

					(3.)離課税等用)	L	世	带番号		
								宛	名番号		
フリガナ						生年月日		整	理番号		
氏 名								電	話番号		
								個	人番号		
		・長期譲渡所			差引金額	64: F1114/b18/A /b55		,	I		
区分	所得	の生ずる場所	ſ	必要経費	(収入金額-必要経費	特別控除額 円 円		短期	一 般 分	ス	
								譲渡	軽 減 分	セ	
+						+	,	長	一般の譲渡	у	
+						+	1	期	優良住宅等		
+							収	譲	医係る譲渡	タ	
							入	渡	居住用財産の譲渡	チ	
+							金	一 舟	と株式等の譲渡	ッ	
+							額		3 Id. 15 fee on 3de bet	_	
+							I DE	上場	場株式等の譲渡	テ	
		st bis ロター						上場	株式等の配当等	1	
	L	特例適用条因						#	6 物 取 引	ナ	
3 株式等	・ 一 譲渡等・		- 係る所得 -	界に関する事項 ▼		1.18.7 AT	\vdash	短	én. Z	29	
所得 0	種 類	株式等 (先物取引)	種目	取得費 (決算損益の額)	手数料 (委託手数料)	上場/一般 (決算時の (約定価格等)		期譲	一般分	(3)	
				P		H H		渡	軽 減 分	30	
							5	長	一般の譲渡	31)	
							所	期	優良住宅等	32)	
								譲	に係る譲渡		
		_					得	渡	居住用財産の譲渡	33	
		特例適用]条文				金	— A	段株式等の譲渡	34)	
1 - 12 +	ヒポ生の配当	4 訴 得 笨 ! - 미	オス車で	5			額	上場	易株式等の譲渡	35)	
		当所得等に関	_		加 1 入姤	配当所得に係る					
7月1	导の生ずる場	ולו	又松	確定年月	収入金額円	負債の利子 円		上場	引株式等の配当等	36	
								#	色物 取 引	37)	
							_				

_					• • •
	Α	給与収入金額	В	特定支出の金額の合計額	所得金額= A - (給与所得控除額+ (B-給与所得控除額の1/2)} (ただし赤字の場合は0)
		P		H	Д

7 山林所得・退職所得に関する事項

Γ	Щ	林	A 収入金額	B 必要	経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)
	щ	71	μ,		Ħ	H	Ħ	P
ſ	退	職	A 収入金額	勤続年数	障害起因	B 退職所得控除額	C 差引(A - B)	所得金額(C×1/2)
L	匹	Л ЕХ	Н (年 月間)	□ 有り□ 無し	Ħ	Н	Н

抗	年度	(年	分所得)	市民科	・県民税申 (ダ	告書 }離課税等用)	-	行政区番号 世帯番号	
II							[宛名番号	
リガナ						生年月日	\Box	整理番号	
氏 名								電話番号	
/\ \ \\ \\ \=# =##	1# 0 t= #0	巨 世	- 48 1 - 88 -	- 7 亩 硒				個人番号	
分離 誅		長期譲渡所場の生ずる場所		必要経費	差引金額	特別控除額		短 一 般 分	
	211		'	2342	(収入金額-必要経費 円	(b) 円 円		知 一 般 分 譲	^
								渡 軽 減 分	セ
							1	長一般の譲渡	ソ
							収	期優良住宅等	
								譲 に係る譲渡 民体界財子の認道	
							入 .	渡 居住用財産の譲渡	
							金	一般株式等の譲	度 ツ
							額	上場株式等の譲る	度 テ
								上場株式等の配当等	拳
		特例適用条文	ζ						,
株式等	の譲渡等	・先物取引に	係る所得	に関する事	項		_	先 物 取 引	<u> </u>
所得の	種類	株式等 (先物取引)	種目	取得費 (決算損益の額)	手数料 (委託于数料)	上場/一般 、決策時の 約定価格等		短 一 般 分	29
				100		(約定価格等) 円 円		譲 軽 減 分	30
							5	長一般の譲渡	30
								期優良住宅等	+ + +
							所	譲に係る譲渡	32
							得	渡居住用財産の譲渡	33
		特例適用	条文				金	一般株式等の譲る	度 34)
F 18 14	·+ # ^ = 7	火記得効に関					額	上場株式等の譲る	度 35
	式等の配: 身の生ずる場	当所得等に関		確定年月	収入金額	配当所得に係る			
<i>D</i> 117	1・7・エリ の物	W171	X141	座/二十/7	以八並領	負債の利子 円		上場株式等の配当等	等 36
								先 物 取 引	30
				ı					
特定支	出控除の	適用がある場	合の給与	所得に関す		_ (() 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 () 与 (
A 7	給与収入金		特定支出	の金額の合計額	(B-給与所 (ただし)	- {給与所得控除額+ 得控除額の1/2)} 株字の場合は0)			
		H			H	円			
111## 55	得。 追聯	 所得に関する	東頂		_1				
ᄪᅏᄞ	时'迟臧	ı		p :	7. 面 奴 弗	C ALDIHARA	佰	D 妻為由生態即10000000	i
	林	A 収.	八並領	H R 4	Х要経費 _Р	C 特別控除	四	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-)
Щ									
Щ									
山 ——— 退	職	A 収入	金額	勤続年数	障害起因	B 退職所得招	21除額	C 差引(A - B)	所得金額(C×1/2

彦根市長 様 年 月 日 提出

年度(年分所得)市民税・県民税寄附金税額控除申告書(一)

受付印

現住所		整理番号									
1月1日現在 の住所	彦根市	個人番号	ı	ı	I	ı	L		ī	ı	I
フリガナ		電話番号									
氏名		生年月日					ź	Ŧ	月		日

※「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してくだ

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載し、提出してください。

1 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金

寄附先		寄附金額
		Н
	計	

2 滋賀県共同募金会または日本赤十字社滋賀県支部に対する寄附金

寄附先	寄附金額	
		円
	計	

3 滋賀県または彦根市の条例で指定された寄附金

寄附先		指定区分	寄附金額
		滋賀県 彦根市	円
		滋賀県 彦根市	
		滋賀県 彦根市	
	=+	滋賀県分	
	計一	彦根市分	

----(切り取らないでください。) -----

年度市民税·県民税寄附金税額控除申告書(一)受付書

住所		受付日印
氏名	様	

彦根市長 様 年 月 日 提出

年度(年分所得)市民税・県民税寄附金税額控除申告書(二) (特定非営利活動法人に対する寄附金用)



現住所		整理番号								
1月1日現在 の住所	彦根市	個人番号	1	П	ı	ı	1	ī		
フリガナ		電話番号								
氏名		生年月日					年		月	日

※「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが前年中に滋賀県または彦根市の条例で指定された特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人および仮認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)を除く。)に対する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注) この申告書は、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。その他の寄附金(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金等)は、別途「市民税・県民税寄附金税額控除申告書(一)」または「市民税・県民税申告書」を彦根市に提出してください。

寄附先		指定区分	寄附金額
		滋賀県 彦根市	円
	滋賀県 彦根市		
	計	滋賀県分	
	п	彦根市分	

-----(切り取らないでください。) -----

年度市民税・県民税寄附金税額控除申告書(二)受付書

(特定非営利活動法人に対する寄附金用)

住所		受付日印
氏名	様	

付 則

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市告示第 289 号

彦根市訪問型サービスB事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 会和 4 年 12 月 16 月

彦根市長 和 田 裕 7 彦根市訪問型サービスB事業実施要綱の一部を改正する告示 彦根市訪問型サービスB事業実施要綱(平成 29 年彦根市告示第 50 号)の一部を次のようにする。	
	こ改正
	2改正
する。	
r.	
別記様式第 1 号中 氏名 男・・ 女	ζ
を氏名	:改
1	
める。	
別記様式第 3 号中 氏 名 男	· 女
l	
Γ	
·	
を 氏 名 に改める。	
この告示は、令和4年12月16日から施行する。	
彦根市告示第 290 号	
彦根市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。	
令和 4 年 12 月 16 日	
彦根市長 和 田 裕 行	Ī
彦根市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示	
彦根市配食サービス事業実施要綱(平成13年彦根市告示第80号)の一部を次のように改正	する。
別記様式第1号中 氏名 男・女	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
を氏名に改める。	

 別記様式第3号中
 性別
 住
 所
 を
 住
 所

に改める。

別記様式第5号中「男・女」を削る。

付 則

この告示は、令和4年12月16日から施行する。

彦根市告示第 291 号

彦根市福祉・介護サービス苦情解決体制整備要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 令和4年12月20日

彦根市長 和田裕行

彦根市福祉・介護サービス苦情解決体制整備要綱の一部を改正する告示

彦根市福祉·介護サービス苦情解決体制整備要綱(平成14年彦根市告示第154号)の一部を次のように改正する。

第1条中「彦根市」を「市」に改め、「すべての」を削り、「と利益」を「および利益」に改め、「本市の」を削り、「と福祉行政」を「および福祉行政」に改める。

第2条中「それぞれ」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 福祉·介護サービス 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 1 項に規定する第二種 社会福祉事業に係るサービスをいう。

第4条第1項中「や特性」を「および特性」に改める。

第5条中「すべての」を「、市が提供(市が法人等に委託する場合を含む。)をする」に改める。 第6条第3号中「サービス」を「福祉・介護サービス」に改める。

第 12 条第 1 項中「福祉・介護サービスのうち社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する社会福祉事業に関する」を削り、同条第 2 項中「福祉・介護サービスのうち介護保険に係わるサービスの」を「介護保険に係るサービスに関する」に改める。

付 則

この告示は、令和4年12月20日から施行する。

彦根市告示第 292 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 4 年 12 月 19 日市議会の議決を経た令和 4 年度(2022 年度)彦根市一般会計補正予算(第 10 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第 3 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算

(第3号)、令和4年度(2022年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、令和4年度(2022年度)彦根市病院事業会計補正予算(第4号)、令和4年度(2022年度)彦根市水道事業会計補正予算(第2号)および令和4年度(2022年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第1号)の要領を次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 20 日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

.....

彦根市告示第 293 号

屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり広告物等を保管したので、彦根市屋外広告物条例(平成 27 年彦根市条例第 6 号)第 21 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 26 日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 保管広告物等の種類および数量 立看板 1件
- 2 保管広告物等を除却した場所 彦根市開出今町
- 3 保管広告物等を除却した日 令和4年12月21日
- 4 保管広告物等の保管を始めた日 令和4年12月21日
- 5 保管広告物等の保管の場所 彦根市元町4番2号
- 6 その他
 - (1) 保管広告物等の詳細については、景観まちなみ課に備付けの保管広告物等一覧簿により確認することができます。
 - (2) 保管広告物等の返還を受けようとするときは、当該保管広告物等の所有者等であることを 証する書類を持参の上、景観まちなみ課までお越しください。
- 7 問合せ先

彦根市歴史まちづくり部景観まちなみ課

電話 0749-22-1411(代表) 内線 241

0749-30-6148(直通)

.....

彦根市告示第 294 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。) 第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

福満公園

3 移動日時

令和 4 年 12 月 19 日 午前 10 時から午前 10 時 30 分まで

4 保管場所

彦根市山之脇町33番地1地先

5 保管期間

告示の日から3箇月間

- 6 返還日時
 - (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12 号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
 - (2) 返還時間は、午前9時から午後5時までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市歴史まちづくり部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第 295 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。) 第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

日夏ドリームタウン公園B

3 移動日時

令和 4 年 12 月 23 日 午前 10 時から午前 10 時 30 分まで

4 保管場所

彦根市山之脇町33番地1地先

5 保管期間

告示の日から3箇月間

- 6 返還日時
 - (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12

号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

- (2) 返還時間は、午前9時から午後5時までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市歴史まちづくり部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第 296 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、彦根市デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例(平成17 年彦根市条例第 35 号)第 11 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 12 月 28 日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地
 - (1) 名 称 彦根市ふたばデイサービスセンター
 - (2) 所在地 彦根市金剛寺町 95 番地 1
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地
 - (1) 名 称 医療法人友仁会
 - (2) 代表者 理事長 矩 照 幸
 - (3) 所在地 彦根市竹ケ鼻町 80 番地
- 3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

.....

彦根市告示第 297 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、彦根市老人福祉センターの設置および管理に関する条例(平成 17 年彦根市条例第 36 号)第 14 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 12 月 28 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地
 - (1) 名 称 彦根市中老人福祉センター
 - (2) 所在地 彦根市開出今町 1361 番地 1
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地
 - (1) 名 称 公益社団法人彦根市シルバー人材センター
 - (2) 代表者 理事長 高 橋 貞 夫
 - (3) 所在地 彦根市開出今町 1419 番地

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

彦根市告示第 298 号

彦根市障害者控除対象者認定実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 12 月 28 日

彦根市長 和田裕行

彦根市障害者控除対象者認定実施要綱の一部を改正する告示

彦根市障害者控除対象者認定実施要綱(平成24年彦根市告示第137号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(認定の対象者)

- **第2条** 認定の対象となる介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち 65 歳以上のものとする。
 - (1) 市内に住所を有する者(第3号に規定する者を除く。)
 - (2) 市外に所在する住所地特例対象施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に 規定する住所地特例対象施設をいう。次号において同じ。)の場所に市内から住所を変更した 本市の住所地特例対象被保険者(同項に規定する住所地特例対象被保険者をいう。次号におい て同じ。)
 - (3) 市内に所在する住所地特例対象施設の場所に市外から住所を変更した本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者(本市以外の市町村が実施する認定の対象とならない者に限る。)
- 2 認定を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、前項に掲げる被保険者のうち、次 の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 介護保険法第27条の規定による要介護認定(以下「介護認定」という。)を受けている者
 - (2) 介護認定を受けていた者で、特別の理由(福祉事務所長が認めるものに限る。)により当該介護認定の更新を受けていないもの

第3条第2項中「前条第2号」を「前条第2項第2号」に、「、前条」を「、前項」に改める。 第4条第1項中「第2条第1号」を「第2条第2項第1号」に、「同条第2号」を「、同項第 2号」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第 1 号(第 3 条関係)

年 月 日

彦根市福祉事務所長 様

申請者 住所

(電話番号

(続柄) 氏名

障害者控除対象者認定申請書

下記の者が所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条および地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号) 第 7 条または第 7 条の 15 の 8 に定める障害者または特別障害者である ことを認定されるよう申請します。

記

対象者	介護保険 被保険者番号 住所	₹ -		障害者 手帳	□ 持って ※手帳を助	得済み	の方
对象目	氏名			生年月日	は、申請の。せん。	上安 は の	りりま 日
対象年		1	年分		1.1		

この申請に当たり、私の要介護認定の結果、調査内容等、審査に必要な情報を閲覧され ることに同意します。

(対象者氏名)

※市記入欄

整理番号										
要介護度			有効期	間	年 月	日	~	年	月	H
障害高齢 日常生活1	A Company			認知症高的 日常生活	10 - 13					
	障害者	(1)知的障害者 ずる。	(軽度・中	度)に準	(2)身(に準ず		者(3 編	及から€	級ま	で)
審查結果特別障害者				(2)身体障害者(1級・2級)に準ずる。		2 (3)	寝たき	り高値	齢者	
				非該当			-			

別記様式第1号の2中「性別 男・女」を削る。

別記様式第2号中

住所 性別 男・女	住所		性			男		女	
---------------	----	--	---	--	--	---	--	---	--

Γ											
を	住所								に改める。		
		Γ]		
DU 크고 나는 나	川記様式第3号中				₩	住所			性別		男・女
別記様式			対象者	氏名			生年月日	∃	年 月 日		
Γ]		
	公在	住所									
を	対象者	氏名			生年月日		年 月	日	に改める。		
	非該当理由										
付	則										
この告示は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。 											

彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、彦根市農用地利 用集積計画を次のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 20 日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根農業振興地域整備計画変更縱覧公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、彦根 農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に より公告し、下記により縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 23 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 縦覧場所

彦根市元町4番2号 彦根市産業部農林水産課

2 彦根農業振興地域整備計画の変更内容

農用地利用計画の一部変更

農用地利用計画の変更については、土地利用計画図(附図1号)および平面図(附図6号)にて 表示した部分とする。

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完 了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 4 年 12 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者	明が反状のなか	二 4宝	検査済証		
の住所および氏名	開発区域の名称	面積	交付年月日	番号	
(略)	彦根市小泉町字鼡海道 420	2,009.62 m ²	令和 4.12.27	939	
	番				

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完 了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 4 年 12 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者	間ではけったか	.7: 1±	検査済証		
の住所および氏名	開発区域の名称	面積	交付年月日	番号	
草津市野村二丁目 11 番 1 号	彦根市犬方町字道地	1,000.00 m ²	令和 4.12.27	945	
山川電機株式会社	192番10、193番2の				
代表取締役 山川 紀子	一部、194番1の一部、				
	194番3の一部、195				
	番 1 の一部、195 番 2、				
	196番1の一部および				
	196番3の一部				

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 4 年 12 月 27 日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者	明が伝せのなれ	工 4宝	検査済証		
の住所および氏名	開発区域の名称	面積	交付年月日	番号	
(略)	彦根市清崎町字虫ノ木	178.50 m²	令和 4.12.27	947	
	1722 番				

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第 1 号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和5年1月4日

彦根市農業委員会

会長 田中金二

記

1 日時 令和5年1月12日(木) 午後1時から午後3時まで

- 2 場所 彦根市役所 5 階 第 1 委員会室
- 3 議題
 - (1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (3) 彦根市農用地利用集積計画(案)について

水道事業告示

彦根市水道事業告示第 28 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第4条第1項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 4 年 12 月 28 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	554
氏名または名称	新堂設備
代表者氏名	新堂 慧悟
住所	近江八幡市建部上中町 603 番地 1 ラパトリア列花須 B
	207 号室
当該給水区域で給水装置工事	新堂設備
の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	近江八幡市北末町1番地1
指定年月日	令和 4 年 12 月 7 日

彦根市水道事業告示第 29 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第4条第1項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 4 年 12 月 28 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	555
氏名または名称	株式会社近江建設
代表者氏名	代表取締役 三好 イサム
住所	近江八幡市中小森町 846 番地 8
当該給水区域で給水装置工事	株式会社近江建設
の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	近江八幡市中小森町 846 番地 8
指定年月日	令和 4 年 12 月 20 日

正誤

彦根市公報第 1879 号(令和 4年(2022年)11 月 1 日発行)

1ページ

目次中

誤 公示送達について公告(税務課)

正

都市公園の設置について公告(都市計画課)

公示送達について公告(税務課)

6ページ

公示送達について公告の前に次のように加える。

都市公園の設置について公告

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 4 年 10 月 13 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 都市公園の区域

別紙公園位置図のとおり

2 都市公園の名称および位置

名称	位置
京町公園	彦根市二丁目地内

3 都市公園の供用開始の期日

令和 4 年 10 月 14 日

(以下省略)

.....